

答 申（案）

習志野市長 宮 本 泰 介 様

6 資管第 71 号により、本審議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり、答申します。

習志野市公共施設等総合管理計画及び習志野市公共建築物再生計画(案)について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたします。

なお、当該計画の推進にあたっては、以下の意見のほか、本審議会の審議過程で各委員より出された意見について十分に留意していただきたい。

1. 習志野市公共施設等総合管理計画及び習志野市公共建築物再生計画（案）について

公共施設等の老朽化対策に係る事業費については、労務単価の上昇や建設資材の高騰により更に増加すること、人口構成の変化に伴い財源確保が困難になることが想定されます。このような状況の中で、習志野市がこれまで進めてきた公共施設等再生の取り組みを着実に実施するため、様々な機会を通して計画の実行性に係る危機感を共有し、住民の理解と協力を得ることが必要となります。

また、計画期間が 16 年間という長期にわたるものであることから、社会環境等の変化や市民ニーズの変化に応じて計画に記載した各種方針を柔軟に見直すことも必要となります。

これらのことを意識し、将来のまちづくりを持続可能なものとするために、適正な公共サービスを提供できるよう公共施設再生の取り組みを進めていただきたい。

①更なる総量圧縮及び計画に位置付けた事業の着実な実施について

昨今の著しい労務単価の上昇や建設資材の高騰、社会環境の変化を鑑みると、今後も事業費が増大することが十分に予想され、これまでと同様の取り組みでは事業実施が困難であることは明らかです。

また、公共建築物を整備した当初から人口構成も大幅に変化している中で、求められる施設のあり方も当然に変化していくものと考えます。

そのため、公共建築物の再生の取り組みの基本的な方向性として、今まで以上に公共サービスの適正化を図り総量圧縮を実施するとともに、計画に位置付けた事業については着実に実施していただきたい。

②施設のあり方に関する地域別の検討について

公共建築物の再編、再配置の検討をするうえでは、複合化・多機能化は必須であり、機能別の議論だけでなく、どの地域にどのような機能がどの程度必要か、という地域別での議論が必要不可欠と考えます。

そのため、施設のあり方を検討する際には、地域別で機能の必要量とそれを実現する施設の形について、地域の特性を踏まえたものとなるように検討していただきたい。

③市と市民が未来志向で計画の目的を「共感」できる環境づくりについて

再生計画の目的は、将来世代に過度な負担を先送りせず、持続可能な都市経営を実現し、時代に合った公共サービスを提供するというものであり、これを実現するためには市と市民が一体となって未来志向で計画の目的を「共感」しながら公共建築物の再生の取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

そのためにも、現在施設を利用している市民だけでなく、将来の担い手となるこども・若者の意見も取り入れるための仕組みを設け、これを着実に実施していただきたい。

令和 7 年 8 月 日

習志野市公共施設等再生推進審議会 会長 廣 田 直 行